土地の埋立て等に関係のある法令ご担当者様へ

茨城県の埋立て等規制が強化されます！

土砂等による土地の埋立て等（埋立て、盛土、一時堆積）は、県条例及び市町村が定める同種条例で規制しています。
今般、県条例が改正となり、令和５年６月１日から規制内容が強化されます。

Q1 根拠となる条例は？

5,000㎡以上の埋立て等は県条例(※)で、これ未満は各市町村が定める同種条例で規制しています。

※　茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
　　通称：残土条例

Q2 残土とは何か？

建設工事に伴い発生した土砂のことです。「残土条例」とは通称で、条例では残土に限らず「土砂等による土地の埋立て等」を規制しています。

Q3 残土の何が問題なのか？

埋立て等を行う際に、無秩序にうず高く盛土され崩落したり、有害物質等を含む土砂が使われるおそれがあるほか、廃棄物が混入している可能性があります。

Q4 自分の仕事にどう関係するのか？

農転許可や農地改良協議、開発許可、建築確認、伐採届……等のお客様がする工事は、埋立て等を伴う場合があります。

県内での規制内容（R5.6.1以降）

埋立て等区域の面積（進入路や現場事務所等は除く、実際に埋立て等をする面積）が5,000㎡以上の場合は県条例の許可が、5,000㎡未満の場合は市町村条例の許可が必要です。

また、5,000㎡未満の埋立て等であって市町村の許可を受ける必要がないものについては、場内の切り盛りのみで済む場合や公共事業等の一部の例外（※）を除き、県への届出が必要です。

面積		必要な手続き
5,000㎡以上		県条例に基づく許可（※）
5,000㎡未満	市町村条例の許可対象	市町村条例に基づく許可
	市町村条例の許可不要	県条例に基づく届出（※）【新設】

※　一部の例外（適用除外）
場内切り盛り、公共事業として行う埋立て等、採石場や砂利採取場の埋戻し（認可を受けた採取計画に基づくものに限る）、最終処分場の覆土、施設の管理行為として行う埋立て等……等

また、これらの許可又は届出をした埋立て等を行う際には、土砂等の発生元（掘削工事の元請事業者等）に対して「こういう土砂を受け入れますよ」といった書面を交付し、搬入時には「きちんとした土砂ですよ」という書面を携帯しなければなりません【新設】。

市町村の埋立て許可は不要ですが、県への届出が必要です。詳しくは県HPを御確認ください。

5,000㎡未満の埋立て等であっても、今後は

県への届出が必要となることをお客様にご案内

いただきますようお願いします。

制度の内容は県庁HPでも案内しています。お客様へのご案内等にご活用ください。

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課不法投棄対策室　令和５年３月発行　お問合せ先☎：029-301-3033